## アウグスティヌスの「自由意思と恩恵」 ―『ローマの信徒への手紙選釈』を中心に

## 菊 地 伸 二

#### はじめに

「自由意思と恩恵」をめぐる問題、これは、キリスト教の歴史全体を貫いているということができるほどに大きな問題である。そしてこの問題は、単に神学の領域のみならず、西洋思想全体においても重要な位置を占めるものである。

キリスト教の歴史においてその源泉を求めるならば、それは、古代教会におけるアウグスティヌスとペラギウス(及びペラギウス主義者)とのあいだで繰り広げられた論争のうちに見ることができると言ってよいであろう。

アウグスティヌスは、晩年のおよそ20年間をペラギウス(及びペラギウス主義者)との論争に費やし、この論争において、「自由意思と恩恵」をめぐる問題についての思索を深めたということもできるであろう。とはいえ、もちろんこのことは、もし仮に、彼がペラギウスと出会っていなかったならば、「自由意思と恩恵」の問題を深める機会を有することがなかったということを意味するものではない。

じっさい彼において、「自由意思と恩恵」の問題について大きな転機が訪れた、と言われている作品がある。すなわち、『シンプリキアヌスへの返書』と言われるものである。それは年代的には396年頃に執筆されたものであり、彼が40歳を過ぎた頃、すなわち司教に叙任されてまだ間もない頃のことである。この作品について、晩年のアウグスティヌスが自分の一生を振り返りながら執筆した『再論』において、「わたしは自由意思を擁護しようとしたが、ついに恩恵が勝った」と語っているその言葉は大変有名である。もちろん『シンプリキアヌスへの返書』の執筆は、ペラギウス論争に先立っていることは言うまでもないことである。

そこでこの小論では、アウグスティヌスが、ペラギウス論争に先立って、「自由意思と恩恵」の問題をどのように取り組んでいたのか、というこ

とについて、『シンプリキアヌスへの返書』よりもさらに前に書かれた「ローマの信徒への手紙」に関する「注解書」でもある『ローマの信徒への手紙選釈』を素材にしながら考察することにしたい。

しかしその前に、『シンプリキアヌスへの返書』 が「自由意思と恩恵」の問題に関する一つの転機 となったその所以について見ることにしたい。

### 1. 『シンプリキアヌスへの返書』という作品 について

さて、『シンプリキアヌスへの返書』の元となる、シンプリキアヌスから問い合わせがあったのは、「ローマの信徒への手紙」に関する二つの箇所と、「列王記」に関する六つの箇所に関する質問であった。

今ここで問題となるのは、とくに「ローマの信徒への手紙」 9 章10~29節に関する質問に対するアウグスティヌスの返書の部分であるが、ここで理解のために、「ローマの信徒への手紙」 9 章15~16節を新共同訳で引用すると次のとおりである。

- 15 神はモーセに、『わたしは自分が憐れもうと 思う者を憐れみ、慈しもうと思う者を慈しむ』 と言っておられます。
- 16 したがって、これは、人の意思や努力ではなく、神の憐れみによるものです。

じつは、アウグスティヌスが用いた聖書はこれとは多少異なっており、とくに、16節の「人の意思や努力ではなく、神の憐れみによるものです」という部分は、「それは欲する者によらず、走る者にもよらず、あわれみたもう神によるのである」となっている。

なぜならもし、「それは欲する者によらず、走る者にもよらず、あわれみたもう神によるのである」ということが、わたしたちが義しく、正しく生きるためには、神のあわれみによって助けられなければ、人間の意思だけでは十分でないから、

という理由だけで言われたとするならば、「ゆえに、あわれみたもう神によるのではなく、欲する人間によるのである」ということもできるであろう。というのは、わたしたちの意思の同意が加えられなければ、神の憐れみだけでは十分ではないからである。

しかしじっさい、神があわれみたもうのでなけ れば、わたしたちが欲することがむなしいことは 明らかである。しかし、わたしは、もしわたした ちが欲しなければ、神があわれみたもうことはむ なしいということが、どうして言われるのか、わ からない。というのは、もし、神があわれみたも うのであれば、わたしたちも欲するからである。 じつに、わたしたちが欲するということは、神の 同じあわれみに属しているのである。なぜなら、 善い意思に従って、わたしたちのうちに働きかけ て、欲しかつ行うようにしたもうのは神だからで ある。じっさい、もしわたしたちが、善い意思が 神の賜物であるか否かを問題にする場合、ある人 があえてこれを否定するとすれば、それは奇妙な ことである。というのは、善い意思が召しに先行 するのではなく、召しが善い意思に先行するので あるから、この理由で、わたしたちが善く欲する ということを召したもう神に帰するのが正しい。 だからわたしたちが召されるということを、わた したちに帰することはできないのである。

したがって、「欲する者によらず、走る者にもよらず、ただ憐れみたもう神によるのである」という言葉は、神の助けがなければ、わたしたちは欲するものを手に入れることができないから言われたのだ、と考えるべきではなく、むしろ、神の召しがなければ、わたしたちは欲しないから言われたのだ、と考えるべきである<sup>(1)</sup> (I, Q2, Vers. 16, 12)

『シンプリキアヌスへの返書』のこの箇所において、神の憐れみ、召し、恩恵がまず働くことによって自由意思が働くということが極めて重要なことがらとして確認され、その時点でいわゆる起動において意思が先立つという考えについては放棄されることになる。そしてこのことがやがて後に巻き込まれていくペラギウス論争に際してのアウグスティヌスの立場ともなっていくのである。

#### 2. 『ローマの信徒への手紙選釈』 について

それでは、『ローマの信徒への手紙選釈』において、「自由意思と恩恵」の問題は、どのように検討されているのであろうか。そもそもこの作品はどのような意図から執筆されたのであろうか。

『再論』では次のように言われている。

わたしがまだ司祭だった頃、カルタゴに滞在していた折、いっしょにいた者たちとのあいだで、「ローマの信徒への手紙」が読まれ、兄弟たちからいくつかの質問が出されたことがあった。わたしはそれにできる限り答えたが、彼らはわたしが語った内容をそのままにしないで書き留めるように望んだ。その求めに応じたので、いくつかの小論にさらに一篇が加わった<sup>(2)</sup>。

『ローマの信徒への手紙選釈』の冒頭では、「この注釈は、使徒パウロの「ローマの信徒への手紙」の大意である。この手紙の中では、律法と恩恵の働きについての問題が扱われていることを理解してほしい」と述べられている。

それでは、「律法と恩恵」について具体的にどのように書かれているのであろうか。

13~18では、「なぜなら、律法によってはいかなる肉も神の前に義とされないからです。律法によっては罪の自覚がうまれるだけです」(3.20)という「ローマの信徒への手紙」の箇所について述べられており、ここは、律法が非難されたのでも、人間の自由意思が廃棄されたのでもないというように、十分注意して読むべきである、と言われている。そしてここに、人間を四つの段階に区別する、というアウグスティヌスの考えが示されている。

すなわち、律法以前、律法の下、恩恵の下、平 和の内、の四つである。

われわれは、律法以前には欲望を追い求め、律法の下ではそれに引きずられ、恩恵の下ではそれを追い求めることも、それに引きずられることもなく、平和の内にあってはいかなる肉の欲望もない、と言われる。律法以前においては、欲望を起こし、罪を犯すだけではなく、罪を是認しさえするのであり、律法の下では、われわれは戦いながらも、打ち負かされるのである。律法は、禁じられるべきことを禁じ、命じられるべきことを命じ

るので善いものである。しかし、人が、自分の力で律法を成就できると思ったときには、このような思いあがりは、彼の益にならないどころか、罪の欲望により強く捕えられ、罪を犯す者になるという、いっそうひどい害悪をもたらすのである。

そのようにして、自分自身では立ち上がることができないと自覚したら、自分を低くして、解放者の助けを願い求めるがよい。恩恵がやってくると、それは過去の罪を赦し、努力する者を助け、正しい愛を与え、恐れを取り除く。そのようなことが起こると、われわれがこの世にいる限り、何らかの肉の欲望がわれわれの霊を罪へ誘うように対立して争うとしても、われわれの霊は、神の恩恵と愛の内に固くとどまっているので、そのような欲望には同意せず、罪を犯すことをやめる。悪しき欲望そのものによってだけではなく、われわれは同意によって罪を犯すからである。

ここで彼は、われわれがそれに従わないことによって、罪がわれわれの内で支配することを許さなくなるような、そのような欲望が存在することを示している。そのような欲望は、われわれが肉的にはそこから生まれた最初の人間の最初の罪以来、われわれが引きずっている肉の可死性から生じるので、体の復活によって、われわれに約束された変化を獲得するのでなければ、この世でなくなることはない。

われわれは第四段階に置かれるときには、完全な平和が存在するであろう。

パウロの「ローマの信徒への手紙」を、基本的に「律法と恩恵」をめぐる書簡として捉え、なおかつ、そのなかに四つの段階を設定して読んでいく、というのが、アウグスティヌスがこの著作を解釈する際にとった手法である。

続いて次のように言われる。「それゆえ、自由 意思は最初の人間の内には完全な仕方であった が、恩恵を受ける以前のわれわれの内には、罪を 犯さないという自由意思はなく、ただ罪を犯した くないという自由意思があるだけである。だが、 恩恵は、ただわれわれが正しい行いをしたいと欲 するだけでなく、それができるようにしてくれる。 それは、われわれの力によるのではなく、解放者 の助けによるのであり、その方は、復活によって 完全な平和を与えてくださり、その完全な平和は、 善き意思に伴うのである。|

37では、「しかし、罪は掟によって機会を得、 あらゆる種類の欲望をわたしの内に起こしました」(7.8)をめぐって解釈がなされる。

すなわち、次のとおりである。禁止によって増す以前には、あらゆる欲望が存在していたわけではなかった、と解すべきであると。なぜなら、解放してくださる方の恩恵が欠けていたときに、禁止によって欲望は増したのであり、したがって禁止される以前にすべての欲望が存在していたわけではないからである。しかし、恩恵が欠けていて、禁止されると、欲望は増加し、その種類において全部、すなわち種類を尽くすほどになり、律法にさえ逆らい、違犯によって罪は頂点に達するようになったのである。

これこそが、四つの段階の第二段階、罪の下に ある段階の人間である。

44では、「自分の望むことは実行せず、かえって憎んでいることをするからです。もし、望まないことを行っているとすれば、律法を善いものとして認めているわけになります」(7.15~16)をめぐって解釈がなされる。

ここでは、律法はそれ自体として、あらゆる非 難から守られる。また、意思の自由決定が取り去 られるわけでもない。また、恩恵以前の律法の下 に置かれた人間のことが語られている。すなわち、 律法の下にいる人間は、自由を与えてくださる神 の恩恵の助けなしに、自分の力で生きようとして いるあいだは、罪に負けているのである。人は自 由意思によって、解放者を信じ、恩恵を受けるよ うになり、恵みを与えてくださる方に解放され、 助けられて、もはや罪を犯すことをやめ、そのよ うにして律法の下にではなく、律法と共に、ある いは律法の中にあって、神の愛によってそれを実 現するようになるのである。

45~46では、「わたしの五体にはもう一つの法則があって心の法則と戦い、わたしを五体の内にある罪の法則の虜にしているのがわかります」 (7.23) の箇所についての解釈がなされる。

肉の習慣に捕えられた人を束縛する罪の法則というものがあり、それに束縛されている限りは、 人間は恩恵の下にいるとはいえない。断罪は、われわれが邪悪な肉の欲望に従い、仕えるというこ とによるのであるが、もし、それに服従しないのであれば、われわれは捕えられることはなく、すでに恩恵の下にいる、と言われるのである。

「このように、わたし自身は心では神の律法に 仕えていますが、肉では罪の法則に仕えているの です」(7.25)とあるが、これは、恩恵の下に置 かれている人を意味している。心では神の律法に 仕え、肉で罪の法則に仕えているのであるが、こ の人においては、肉の欲望は存在していても、も はや罪を犯すように同意することによって、それ に仕えることはしないからである。

47では、罪の下にある人間と恩恵の下にある人間との区別が次のように言われる。

「肉の欲望があっても、罪を犯すようにそれに 服従しなければ、罪に定められることはない。罪 に定められるのは、律法の下に置かれていて、ま だ、恩恵の下にいない人びとに起こる」と。

51では、「もし、イエス・キリストを死者の中から復活させた方の霊が、あなたがたの内に宿っているなら、イエス・キリストを死者の中から復活させた方は、あなた方の内に宿っているその霊によって、あなたがたの死すべき体をも生かしてくださるであろう」(8.11)が引用され、これこそが、われわれが先に区別した四つの段階のうちの第四段階を示していると述べている。

53では、恩恵の下にある人間と完全な平和の内にある人間との区別が次のように述べられる。「霊が誤謬から神へと向き変わり、信仰の和解によって変えられたようには、体はまだあの天上の変容によって再形成されていない。したがって、信じた者たちにおいても、体の復活によって起こる、あの現われがなお待ち望まれているのである。それが起こるのは第四段階に属し、そこでは、どのような意味でも滅びと戦ったり、不安に悩まされたりすることもない。あらゆる意味で、完全な平和と永遠の休息がある」と。

60では、「まだ生まれもせず、善いことも悪いこともしていないのに、行いによらずお召しになる方によって、神の選びの計画が継続されるために、『兄は弟に仕えるだろう』とリベカに言われた。『わたしはヤコブを愛し、エサウを憎んだ』と書かれているとおりです」(9.11~13)についての解釈が行われている。

ここでは、「神の選び」ということが問題となり、 次のように言われるのである。「神は何を選んだ のであろうか。もし、愛がそれによって働く聖霊 を欲する者に与えたとするならば、聖霊を与える 者をどのようにして選ぶのであろうか。もし選び がどんな功績によるのでもなければ、選びの前に すべては平等であるし、まったく平等なことにつ いては選びとは呼べないからである。だが、聖霊 は信じる者たちにのみ与えられているので、たし かに神は、われわれが愛によって善い行いをする ように、聖霊を与えるときに、ご自身が与える行 いを選んだのではなく、信仰を選んだのである。 神を信じ、受けようとする意思のうちに留まり続 けなければ、神の賜物、すなわち、それによって 愛が注がれ、善い行いをすることができる聖霊を、 受けることはできないからである。それゆえ、神 は、ご自身が与えようとする誰かの行いを予知に よって選ぶのではなく、信仰を予知によって選ぶ のである」と、このように言うのである。

ここで、神が「行い」を選ぶのではなく、「信仰」を選ぶと言われていることに注目しておきたい。「行い」と「信仰」との違いについては次のようにも言われている。「もし、召された者が、召してくださる方に従うならば――これはすでに自由意思によるのであるが――、善い行いを可能にさせる聖霊を受け、その内にとどまることによって――これはひとえに自由意思によるが――、どんな染みによってもそこなわれることにない、永遠の命を受けるであろう」と。

また、「神は、善い行いをする者ではなく、信じる者を、善い行いをさせるように、選んだのである。じっさい、信じ欲することはわれわれに属するが、信じ欲する者に聖霊を通して善い行いをさせるのは、神に属することであり、その聖霊を通して、神の愛は、われわれを慈しみのある者にするように、われわれの心に注がれるのである」と言われている。

62では、「したがって、人の意思や努力ではなく、神の憐みによるのです」(9.16) についての解釈がなされている。すなわち次のように言われる。「これは、意思の自由な選択を奪うものではなく、神が、聖霊の賜物によって、善い行いができるようにわれわれを憐れみにある者に助けてくれるの

でなければ、われわれの意思だけでは不十分である、と言っているのである」と。ここは、先に『シンプリキアヌスへの返書』において検討した「ローマの信徒への手紙」の箇所である。そしてさらには、「わたしは憐れもうとする者を憐れみ、慈しむ者に慈しみを示すだろう」(9.15)という言葉もそれとの関連で語られていると言う。

というのも、「われわれは召されなければ、欲することはできないし、召されたあとで欲しても、神が努力する者に力を与え、召そうとする方へ導いてくれなければ、われわれの意思と努力だけでは不十分だからである」。

そのことから次のように言われる。「われわれが善い行いをするのは、意思や努力によるのではなく、神の憐みによることは明らかである。たとえ、われわれの意思がそこにあっても、それだけでは何もできないのである」と。

また、「じっさい、神は、憐れむ者が善い行いをするようにしむけ、頑なにする者が悪い行いをするままにしておくのである。しかし、憐みは先行する信仰の働きに、頑迷は先行する不敬虔に与えられ、それは、われわれが神の賜物によって善い行いをし、罰によって悪い行いをするためであるが、それにもかかわらず、われわれに憐みが伴うような神への信仰に向かうにせよ、罰が伴うような不敬虔に向かうにせよ、人間の自由な選択が取り去られるわけではない」と言われており、ここでも、「行い」そのものは神の働きによって可能になるものの、神の働きが生ずるための「信仰」については人間の側の先行的な働きが認められているのである。

以上、『ローマの信徒への手紙選釈』の節を追ってその大意を述べてきたが、この作品において、アウグスティヌスが「律法と恩恵」を中心に、人間を四つの段階に分けながら、とりわけ、「律法の下にある人間」と「恩恵の下にある人間」の「あいだ」に焦点をあてるとともに、人間の自由意思と神の恩恵をともに擁護している様子が明確にされたと思われる。

## 3.『ローマの信徒への手紙選釈』の『再論』 について

さて、『ローマの信徒への手紙選釈』について、 アウグスティヌスは、最晩年に著した『再論』に おいてどのように見ているのであろうか。

『ローマの信徒への手紙選釈』で展開された彼の見解は、『シンプリキアヌスへの返書』で述べられた彼の見解とも異なっている。また、ペラギウスやペラギウス主義者との論争において、アウグスティヌスが「自由意思と恩恵」について最終的に至った見解とも異なっている。そのような論争を経た後に、アウグスティヌスが、人生の最終場面で執筆した『再論』において、『ローマの信徒への手紙選釈』は、彼の目にどのように映っていたのであろうか。

『ローマの信徒への手紙選釈』についての『再論』 全体としては、その当時、いろいろと考察したも のの、あと一歩、深い探求に欠けていた、という ものが多いように思われる。

たとえば、次のように言われる。「それゆえ、神はご自身が与えようとする誰かの行いを予知によって選ぶのではなく、信仰を予知によって選ぶのである。それは、ご自身を信じるようになるとあらかじめ知っている者を選び、善い行いによって永遠の命に至るように、その者に聖霊を与えるためである」と『ローマの信徒への手紙選釈』からの引用をした後に、それについて、次のように意見を述べる。すなわち、「それ以上深く問い求めることをせず、恩恵の選びがどのようなものであるかもわかっていなかった」と。

また、「したがって、われわれが信じることはわれわれに属するが、われわれが善い行いをするのは、ご自身を信じる者たちに与える方に属するのである」と付け加えたが、もし、「同じ霊によって」与えられる信仰そのものも神の御手の内に見出されることを知っていたならば、言うべきではなかった。それは、自由意思のゆえにわれわれのものであるし、「信仰」と愛の「霊」によって与えられたものでもある。

さらにまた、「なぜなら、われわれは召されなければ、欲することはできないし、召されたあとで欲しても、神が努力する者に力を与え、召そうとする方へ導いてくれなければ、われわれの意思

と努力だけでは不十分である」と述べ、それに加えて「それゆえ、われわれが善い行いをするのは、意思や努力によるのではなく、神の憐みによることは明らかである」と述べたことは、きわめて真実なことではあるが、しかしながら、神の定めにしたがって生じる召しそのものについて十分に論じなかったことには不満を述べている。

このように、『再論』では、『ローマの信徒への 手紙選釈』に対して必ずしも全面的に批判的とい うわけではないものの、全体の色調としては、何 か物足りなさ、探究の不十分さが溢れている、と 言わざるを得ない。

こうして、『ローマの信徒への手紙選釈』は、一つの作品として見るならば、発展途上的な要素を有した作品ではあるものの、そこには、神の自由に由来する恩恵と、人間の自由に由来する自由意思をともに生かそうとしながら、それを「信仰」のうちに求めようと試みた作品とみなすことができるであろう。

#### 註

- (1) 『シンプリキアヌスへの返書』の日本語訳に 関しては、『アウグスティヌス著作集 第4巻 神学論集』(1979年、教文館、赤木善光訳)を 用いた。
- (2) 『ローマの信徒への手紙選釈』の『再論』及び 『ローマの信徒への手紙選釈』の日本語訳に関し ては、『アウグスティヌス著作集 第26巻 パウ ロの手紙・ヨハネの手紙説教』(2009年、教文館、 岡野昌雄訳)を用いた。

# Augustine on *liberum arbitrium* and *gratia* in *Expositio Quarumdam Propositonum ex* Epistola ad Romanos

Kikuchi, Shinji\*

アウグスティヌスは、「自由意思と恩恵」の問題について、ペラギウス(及びペラギウス主義者)との間で、20年近くにわたり論争を繰り広げた。それは、アウグスティヌスの逝去によって中途で幕切れとなるものであったが、この論争によって、彼は「自由意思と恩恵」の問題について思索を深めるとともに、この問題についての後世への影響は測り知れないものとなった。もっとも、アウグスティヌスが、この問題を思索しはじめたのは、司祭に叙任されてから間もなく、「パウロ書簡」を精読するようになってからであり、とくに『ローマの信徒への手紙選釈』では、「ローマの信徒への手紙」の大意を「律法と恩恵」に関する書物と位置づけ、その中で、人間がもつ自由意思と神からの恩恵の双方を重視しようとする見解を披歴している。その見解は、たしかに、『シンプリキアヌスへの返書』に見られるような「自由意思と恩恵」についての決定的な見解にまでは至っていないものの、人間の「信仰」に働く自由意思を重視しながら、自由意思と恩恵の双方を生かそうとする態度が見受けられるものであり、彼の「自由」理解の一断面を示すものとして重要な意味を有するものである。

キーワード;自由意思、恩恵、信仰、ペラギウス論争、『シンプリキアヌスへの返書』

<sup>\*</sup>Nagoya Ryujo Junior College